

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

鈴鹿教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第4号

鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会表彰規則（平成24年鈴鹿市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鈴鹿市の<u>教育及び学術</u>（以下「教育等」という。）の振興に寄与したものの又は教育等に関して市民の模範と認められる行為等があったものを表彰し、もって教育等の振興に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鈴鹿市の<u>教育、学術及び文化財</u>（以下「教育等」という。）の振興に寄与したものの又は教育等に関して市民の模範と認められる行為等があったものを表彰し、もって教育等の振興に資することを目的とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。